

1 はじめに

岡山市では、旅客施設や商業施設、医療機関等の生活関連施設のある地区の重点的・一体的なバリアフリー化の推進を図ることを目的に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー法」という。）に基づく移動等円滑化促進方針及び移動等円滑化基本構想を示す「岡山市バリアフリー基本計画」（以下、「基本計画」という。）を令和4年3月に策定しています。

基本計画に示した移動等円滑化基本構想では、重点整備地区を5地区設定し、地区内の生活関連施設及び生活関連経路の管理者等と協議の上、バリアフリー化のために実施すべき事業（特定事業）を設定しています。

バリアフリー法では、基本計画に特定事業を位置づけた管理者等は、特定事業の実施を具体化するための計画（特定事業計画）を作成することが義務づけられており、基本計画策定後は、生活関連施設及び経路の各管理者がそれぞれ特定事業計画を作成しています。

「岡山市特定事業計画」は、市所有の生活関連施設及び経路の管理者が作成した特定事業計画を取りまとめたものであり、今後本特定事業計画に基づき、各管理者等が事業を実施し、バリアフリー化の推進を図っていきます。

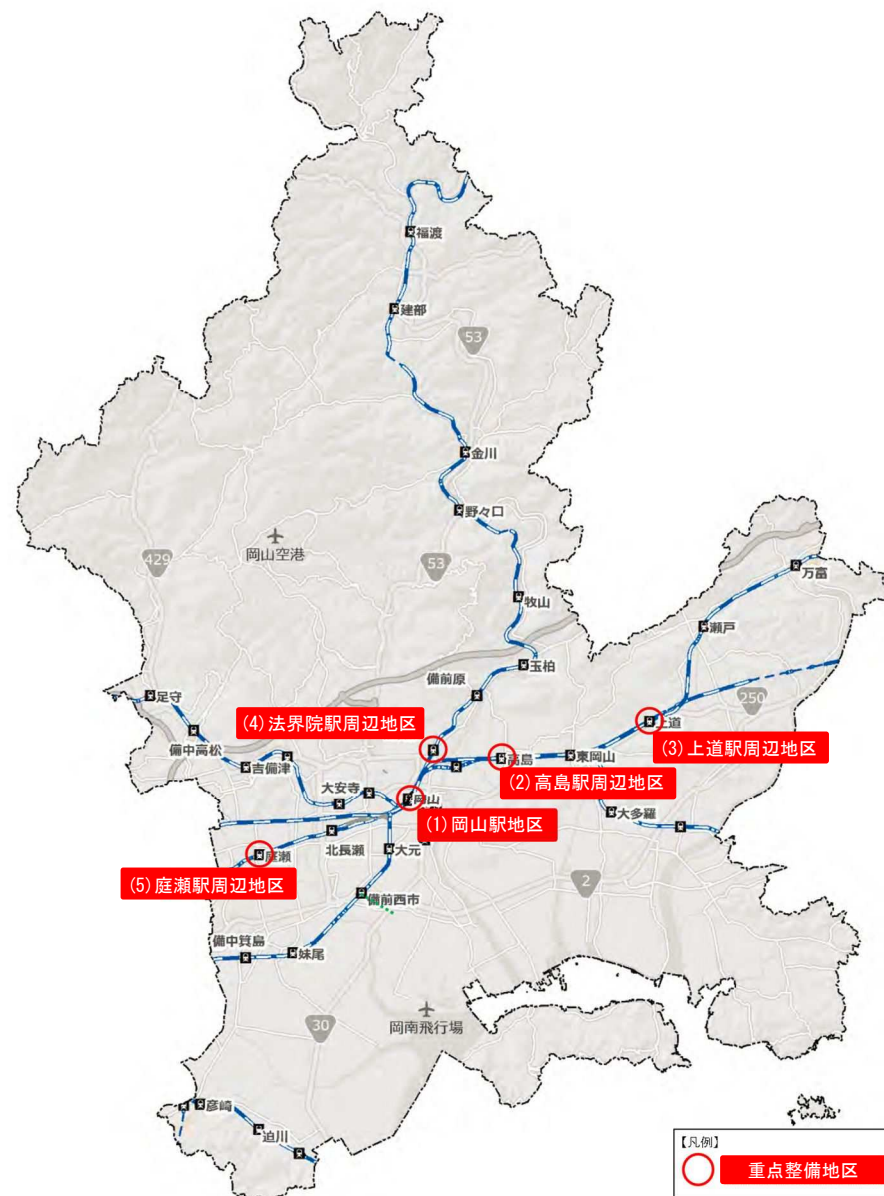


図 1-1 基本計画における重点整備地区の位置関係